

勤改センターの取組

～提供している支援について～

三重県医療勤務環境改善支援センター 労務管理アドバイザー 加藤三郎

三重県医療勤改センター概要

- 平成26年8月28日、改正医療法施行（同年10月医療従事者の勤務環境改善）に先駆けて福岡・岐阜県に次ぐ3番目として**三重県医師会館内**に開設。
- センターの**運営は三重県医師会**、開設当時、医師会の受託は全国初。
運営協議会参画
三重県病院協会・三重県看護協会・三重県薬剤師会・三重県臨床検査技師会・日本医業経営コンサルタント協会三重県支部・三重県社会保険労務士会・三重労働局・三重県
- 事業内容は「**労務管理支援・医業支援事業**」に併せて、平成27年度からは三重県が実施する「**女性が働きやすい医療機関認証制度**」の運営も受託。

センター広報ビラ

「働きやすい職場作り」は進んでいますか？

勤務環境改善マネジメントシステムの導入

「働きやすい職場作り」のために厚生労働省が策定した『勤務環境改善マネジメントシステム』を基に、医療機関が必要な改善に自主的に取り組むための「チェックリストによる現状診断に対する助言」「取組ポイントの説明」を行います。

労務管理に関する疑問に医療労務管理アドバイザー（社会保険労務士）がお答えします！

労働法
労務管理
労務環境

- 労働基準法
- 労働契約法
- 労働安全衛生法
- 育児・介護休業法
- パートタイム労働法

- 休日・時間外労働労使協定の限度時間上限規制への対応は？
- 年次有給休暇の時季指定付与は？ お気軽にご相談ください！
- 労働条件明示書の交付は？
- 長時間時間外労働の職員への健康確保対策は？
- 全ての職員の労働時間管理・把握は？
- 職員の育児・介護事情への対応は？
- 職員処遇の均衡・均等配慮は？ etc

各医療機関における職員研修の講師をお引き受けします！ テーマはご相談ください！

- ハラスメント パワハラ、セクハラ、マタハラ等
- 育児・介護 就労制限等
- メンタルヘルス ストレスチェック等
- 災害防止 リスクアセスメント等

ご案内 助成金 業務改善助成金、時間外労働等改善助成金等

センターのご利用はすべて無料です

三重県医療勤務環境改善支援センター

（事業委託：公益社団法人 三重県医師会）
〒514-0003 津市様方二丁目191-4 三重県医師会館5階
URL: <http://www.mie.med.or.jp/kinmushien/>
受付時間：午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）



TEL: 059-253-8879 / FAX: 059-253-8880
FAXでのお申込みには、裏面の「相談等申込書」をご利用ください。

女性が働きやすい医療機関認証制度



三重県・三重県医療勤務環境改善支援センター

三重県医療勤改センターの体制・事業

労務管理支援事業は、相談員常駐1名

（5名の社労士による曜日指定交替勤務）

- * 医療機関訪問の支援・相談対応は労務管理アドバイザーとして随時出張勤務（曜日指定交替勤務日以外）

医業支援事業は、アドバイザー非常駐

（センターに事務職員1名を常勤配置）

- * 相談等は、都度、医業経営コンサルタントに取次（個別対応）

女性が働きやすい医療機関認証制度

- * 三重県独自事業として三重県医師会が委託を受けセンターにて運営

勤務環境改善取組・センター事業の周知

- * セミナー・労務管理研修会開催、勤務環境改善取組・支援アンケート実施、事業案内チラシ・相談申込書配布

医療勤改セミナー・労務管理研修の実施

- セミナーは年間2回(中央、及び、県北部・南部)開催、平成30年度からは労務管理支援事業にて「労務管理研修(1回)」も実施

○ セミナー

年度	開催回数	勤改テーマ以外のサブタイトル	参加人員
H27	3	ストレスチェック	81名
28	2	ワークライフバランス	81名
29	2	働き方改革・労務管理	97名
30	2	働き方改革・労務管理	86名

* R1年度は未実施(2回開催予定)

○ 労務管理研修会

年度	開催回数	研修テーマ	参加人員
H30	1	働き方改革法改正 医師労働時間短縮緊急的取組	67名
R 1	1	同一労働・労働条件周知	57名

4

労務管理支援事業

三重県医療勤改センターの業務

- 訪問支援(勤改マネジメントシステム導入勸奨)** 実績 後記
 支援受入れ申出(アンケート)を前提に導入手引きの周知
 → 勤改推進体制立上げ、労務課題等院内状況把握を助言
 → 自主的取組状況を確認して支援・相談対応
 → チェックリスト活用・取組事項の法定基準等助言
- 相談対応(労務管理事項のなんでも相談)** 実績 後記
 相談申込書(FAX)、来所、電話、訪問にて対応
 → 院内職員研修・労務相談等の訪問支援要請には、基本的に申込受理相談員がセンター常駐日以外に担当
 * 労働関係助成金・労使紛争・メンタルヘルス関係等の相談には関係機関・ADR・産業保健センター等への案内
- 広報(労務管理ポイント情報等)** 実績 後記
 → 三重県医師会「会報(毎月)」に労務管理記事を連載、及び、労務管理担当者向け「かわら版」をFAXにて発信

5

労務管理支援事業の推進状況

個別支援業務 (R1は4~9月) 111件					相談業務 (R1は4~9月) 262件				
年度	計	(訪問)	(来所)	(電話)	年度	計	(訪問)	(来所)	(電話等)
H26	11	11	0	0	H26	25	0	0	25
27	17	17	0	0	27	25	2	4	19
28	16	12	0	4	28	25	2	0	23
29	22	21	1	0	29	45	4	7	34
30	29	29	0	0	30	76	6	7	63
R 1	16	16	0	0	R 1	66	2	5	59

相談業務のテーマ分類 (H26~R1 249件の内訳)

- ① 労働時間(変形労働時間・時間外・休暇・休日を含む).....77
- ② マネジメントシステム関係60
- ③ 研修会(院内研修支援申込・教材案内等)29
- ④ 労働契約(採用時労働条件明示、有期契約雇止め、退職手続き等)・・13
- ⑤ 就業規則.....12
- ⑥ 勤改取組税制特別償却(本年度)11
- その他に、⑦ 医師の緊急対策 6 ⑧ ストレスチェック 5 ⑨ 助成金 4
- ⑩ 賃金 3 ⑪ ハラスメント 1 ⑫ その他 41

6

労務管理支援事業の推進状況

広報(労務管理ポイント情報の提供)

- ① **三重県医師会報(三重医報)**に「**センターお知らせ**」を毎月掲載
センターの周知と共に勤務環境改善取組の意識醸成を図る。

- (記事例)
- 労働基準法・育児介護休業法・労働契約法解説
 - 働き方改革関連法改正
 - 医師の働き方マネジメントシステム導入・税制優遇制度
 - ストレスチェック・マイナンバー・有期雇用契約留意事項
 - 医師の宿日直・研鑽取扱い 等

- ② 「**センターかわら版**」を年間4回、医療機関労務担当者にFAX送信

- (記事例)
- 有期雇用契約無期転換
 - 年次有給休暇時季指定付与
 - 働き方改革の意義
 - 勤務間インターバル解説
 - 同一労働同一賃金

インターネットホームページに記事を掲載しています

7

相談対応

医療経営コンサルタントが対応

非常勤体制であるが、センター常駐の労務管理アドバイザーが相談受理→取次→助言等支援

* 事案により訪問支援実施

訪問支援の場合は、勤務環境改善取組全般の助言等ができるよう労務管理アドバイザーとの同伴訪問を調整する

* 本年度「医師等の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度」の計画申請対応においても「勤務時間短縮用設備等(2~5の、医療・医療事務等に必要な機器)」の導入相談対応を予定

女性が働きやすい医療機関認証制度

三重県広報ビラ

知事あいさつ

医師、看護職員など医療従事者は、恒久的に長時間勤務の傾向にあり、勤務環境の改善は喫緊の課題となっています。

こうした中、平成26年度の改正医療法において、各医療機関の管理者に対して、医療従事者の勤務環境を改善する取組が努力義務化され、本県では全国で3番目に医療勤務環境改善支援センターを平成26年8月に設置しました。

また、看護職員をはじめ医療従事者には女性が多いことから、保育施設の整備や短時間勤務制度の導入など、女性が働きやすい勤務環境への改善を促進するため、平成27年度に全国に先駆けて、「女性が働きやすい医療機関」認証制度を創設しました。

これまでに15医療機関を認証していますが、認証された医療機関からは、職員のモチベーションが上がり離職率が低下したという声が多く聞かれ、中には定年退職以外での離職者がいなくなった事例もありました。

医療機関の認証には、「女性が働きやすい医療機関」認証制度に積極的に応募いただくとともに、三重県医療勤務環境改善支援センターをご活用いただき、医療従事者が働きやすい職場環境づくりを進めていただきますよう、よろしくお祈りします。

令和元年8月  三重県知事 鈴木 英敬

目的

医療従事者の確保を図るため、妊娠時・子育て時の当直免除、短時間勤務に係る制度整備や保育施設の整備、また、これらの制度や施設の活用を促す職場の雰囲気づくりなど勤務環境の改善に積極的に取り組んでいる医療機関を県が認証し、当該医療機関が社会的に評価される仕組みを作ることにより、女性の医療従事者が働きやすい環境づくりの促進を図ることを目的とします。

対象

三重県内の医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項及び第2項に規定する病院及び診療所とします。

対象

- 三重県のホームページで認証施設を公表し、広く周知します。
- 認証取組への取組を通して、組織の活性化・医療従事者の意識改革を図り、選ばれた施設を実現できます。
- 採用活動時等に認証マークを活用し、「女性が働きやすい医療機関」であることをアピールできます。

 [認証マーク]

認証要件

次の2項目のいずれにも該当することが必要です。

- 次に掲げるすべての項目について取組を行っていること
 - 1 職場環境づくり
 - 2 人事管理
 - 3 保育・介護支援
 - 4 サポート体制
- 法令に違反する重大な事実がないこと

有効期間

認証の有効期間は、認証日から3年後の年度末までです。ただし、有効期間前1年以内に再度認証を受けた場合は、前回認証を受けた有効期間の翌日から3年間を認証の有効期間とします。

支援

申請のあった医療機関が、審査の結果、認証に至らなかった場合、三重県医療勤務環境改善支援センターが改善部分のアドバイス・支援を行い、次年度以降の認証に至るまで勤務環境改善のためのサポートをします。

審査までの流れ

「女性が働きやすい医療機関認証制度」の制度設計(審査項目、採点方法等の策定)を行います。
三重県医療勤務環境改善支援センター

医療従事者全体の離職防止や医療の質の向上を図るため、PDCAサイクルを活用して計画的に勤務環境改善に向けた取組を行う医療機関に対する総合的な支援を行います。

書類審査

勤務管理や女性が働きやすい観点からの自己点検表を提出

- 勤務管理の観点
 - 「三重県医療勤務環境改善マネジメントシステム」勤務管理チェックリスト
- 「女性が働きやすい」観点
 - 「女性が働きやすい医療機関」認証表

現地確認

申請書類に記載されている内容や実際の運用状況等を確認

専門家による審査

申請書類の内実や実際の運用状況、病院管理者の信念等を審査

「女性が働きやすい医療機関」認証制度「専門家」部会
外部有識者等による専門部会を設置

アドバイス・支援

審査を受けて、改善部分がある医療機関に対してセンターが助言・支援

認証

認証書を交付し、三重県ホームページに公表

認定医療機関

【平成28年度】

- 病院部門
 - 医療法人豊和会 豊和病院(志摩市)
 - 伊勢赤十字病院(伊勢市)
 - 三重県立志摩病院(志摩市)
- 診療部門
 - 野町どい眼科(鈴鹿市)
 - 医療法人社団 アクアクリニック伊賀(伊賀市)

【平成30年度】

- 病院部門
 - 亀山市立医療センター(亀山市)*
 - 医療法人(社)団 杏林病院 長島中央病院(長島市)*
 - 国立大学法人 三重大学医学部附属病院(津市)*
 - 社会福祉法人 福内会 岡波総合病院(伊賀市)*
 - 社会福祉法人 聖徳財団 済生会松阪総合病院(松阪市)
 - 市立伊勢総合病院(伊勢市)*
 - JJA三重厚生連 松阪中央総合病院(松阪市)
- 診療部門
 - 医療法人 東進会 亀田クリニック(伊賀市)
 - 済み谷クリニック(津市)
 - 一般財団法人 近畿健康センター-三重事業部
 - KKC健康スクエア エルネス三重健診クリニック(津市)*

* ...平成27年度認証医療機関の再認証

お問い合わせ先

三重県 医療保健部 地域医療推進課 医師・看護師確保対策班

〒514-8570 津市広町13番地 (本庁4階西側)
TEL : 059-224-2326 / FAX : 059-224-2340
MAIL : chiryo@pref.mie.lg.jp
URL : http://www.pref.mie.lg.jp/CHIRYO/HP/0070700036.htm

女性が働きやすい医療機関認証制度

医療従事者の確保を図るため、妊娠時・子育て時の当直免除、短時間勤務に係る制度整備や保育施設の整備、また、これらの制度や施設の活用を促す職場の雰囲気づくりなど、勤務環境の改善に積極的に取り組んでいる医療機関を県が認証し、当該医療機関が社会的に評価される仕組みを作ることにより、女性の医療従事者が働きやすい環境づくりの促進を図ることを目的とします

- 三重県知事の発案で県の公的な位置づけによる制度として
平成27年度から創設

有効期間3年

認証要件(すべての取組)

- ・ 職場環境づくり
- ・ 人事管理
- ・ 保育・介護支援
- ・ サポート体制

- ・ 認証医療機関は、広告や名刺等に「女性が働きやすい医療機関」や「認証マーク」を表示することができます。
- ・ 県から認証医療機関を関係団体へ通知するとともに、ホームページ等で広く周知します。

10

女性が働きやすい医療機関認証医療機関

(病院部門)

現在10施設

平成27年度 * 印は3年後の平成30年度に引き続き再認証

- * 社会医療法人畿内会岡波総合病院(伊賀市)
- * 亀山市立医療センター(亀山市)
- * 市立伊勢総合病院(伊勢市)
- * 医療法人佐藤病院長島中央病院(桑名市)

平成28年度

- 医療法人豊和会豊和病院(志摩市)
- 伊勢赤十字病院(伊勢市)
- 三重県立志摩病院(志摩市)

平成29年度(診療所のみ)

平成30年度

- 国立大学法人三重大学医学部附属病院(津市)
- 恩賜財団済生会松阪総合病院(松阪市)
- JA三重厚生連松阪中央総合病院(松阪市)

11

女性が働きやすい医療機関認証医療機関

(診療所部門)

現在5施設

* 印は3年後の平成30年度に引き続き再認証

平成27年度

* 一般財団法人近畿健康管理センター三重事業部

KKC健康スクエア ウェルネス三重検診クリニック (津市)

平成28年度(病院のみ)

平成29年度

野町どい眼科(鈴鹿市)

医療法人社団アクアクリニック伊賀(伊賀市)

平成30年度

医療法人泉澄会亀田クリニック(伊賀市)

津みなみクリニック(津市)

12

今年度(今後)の事業推進

- **アドバイザー訪問支援の促進**
 - * 個別訪問支援＝仕様書計画による年間24医療機関以上
 - * 医師の勤改マネジメントシステム活用による「医師の働き方改革検討会報告」の課題取組啓発
 - * 勤改取組機器等導入税制優遇制度の周知→計画取組助言
- **センターセミナーの開催**
 - * 勤改取組促進・働き方改革法令改正周知と共に、医療機関の要望テーマでの実施→後期検討中＝「職場のハラスメント防止」
- **センター周知、利用促進**
 - * 三重県医師会報・センターかわら版・センター広報ビラによるセンター認知度向上の推進
 - * 適確な労務管理関係相談の対応により利用促進を図る
- **「女性が働きやすい医療機関認証制度」の推進**
 - * 三重県版勤改マネジメントシステム取組の促進
- **労働行政との連携**
 - * 労基署監督指導時の、医療機関からの支援申出の促進(周知)

13

三重県医療勤務環境改善支援センター



医療従事者の職業防止や医療安全の確保等を図るため、改正医療法(平成26年10月1日施行)に基づき、医療機関が医療従事者の勤務環境の改善に自主的に取り組むことが努力義務化されました。
 三重県医師会は、三重県からの委託を受けて「雇用の質」向上のための医療機関の自主的な取組を支援する「三重県医療勤務環境改善支援センター」を平成26年8月に開設し、働きやすく職員が働きやすい魅力ある医療機関の実現、そして、医療従事者・利用者・経営の全てが「WIN-WIN」となる好循環の実現のためのお手伝いをしています。

「働き方改革」に向けた医療勤務環境改善 マネジメントシステムの導入に関するアドバイス

「働きやすい環境作り」のために厚生労働省が策定した「医療勤務環境改善マネジメントシステム」に基づき、医療機関が自主的に改善に取り組むための「チェックリスト」による現状診断の助言、「取組のポイントの説明」等を行います。

院内研修への
講師派遣

専門家による 労務管理・経営管理に関するアドバイス

勤務環境改善に関する セミナー等の開催

NEW

地域における医療提供体制の確保 に資する設備の特別償却制度

医師の健康を確保し地域における安全で質の高い医療を提供するため、医師を含む医療従事者の勤務時間短縮に資する一定の設備について、特別償却ができることになりました。特別償却とは、対象設備取得の初年度に、償却償却費(定率・定額)に加え、特別償却費を追加して償却できる制度であり、将来の減価償却費を前倒して計上することができます。当センターでは、「医師等勤務時間短縮計画」に対して助言・確認を行います。

女性が働きやすい医療機関認証制度

妊娠時・子育て時の当直免除、短時間勤務に係る制度整備や産前産後の健康、また、これらの制度や施設の活用を促す職場の雰囲気作り等の勤務環境の改善に取り組んでいる医療機関を三重県が認証し、女性の医療従事者が働きやすい環境作りの促進を図ることを目的とする制度です。



三重県医療勤務環境改善支援センター (事業委託:公益社団法人 三重県医師会)
 〒514-0003 津市桜橋二丁目191-4 三重県医師会館5階
TEL:059-253-8879 FAX:059-253-8880
 受付時間:午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く) URL:<http://www.mie.med.or.jp/kinmushien/>



三重県下の医療機関が、働きやすい・働き甲斐がある職場づくりを推進され、医療従事者の定着が進み、地域医療水準の確保が図られます。当センターは勤務環境改善組のご支援をさせていただきます。本日は、ありがとうございます。